

令和 7 年度政策評価レポート
(国土交通省政策評価年次報告書)

国 土 交 通 省

令和 8 年 7 月

はじめに

国土交通省では、平成 13 年の発足後以来、政策の企画立案過程と結果に関する透明性を向上させ、国民への説明責任を果たすため、政策の意図・目的と期待される効果をできる限り明確に説明することを目的として、政策評価を積極的に取り入れてきた。

また、国民の立場に立った、真に必要な施策等の企画立案・実施に向けた省全体としての総合的な行政マネジメントの確立を目指してきたところであり、目標管理型評価・総合評価による 2 つの基本的な政策評価手法（政策チェックアップ、政策レビュー）と政策の特性を踏まえた 4 手法（個別公共事業評価、個別研究開発課題評価、規制の政策評価、租税特別措置等に係る政策評価）の計 6 つの多様な手法を用いて政策評価を実施している。

令和 5 年 3 月には「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が改正されたことを踏まえ、国土交通省は、令和 6 年 3 月に令和 6 年度から令和 10 年度を計画期間とした国土交通省政策評価基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。この基本計画に基づき、機動的かつ柔軟な政策展開の実現に向け、政策評価の継続的改善に向けた試行的な取組みや制度・運用の見直しを進めており、令和 6 年度には、評価書全体のわかりやすさ・一覧性の向上を目的とした政策チェックアップ評価書様式の見直し等を実施したところである。

本政策評価レポートは、国土交通省が令和 7 年度に行った政策評価の実施状況及び政策評価に関する取組等を国民に分かりやすく示すため、基本計画に基づき各政策評価を公表するもの（国土交通省政策評価年次報告）である。

令和7年度に国土交通省が実施した政策評価結果

1 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）	3
2 政策レビュー（事後評価、総合評価方式）	5
3 個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）	17
4 個別研究開発課題評価（事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式）	18
5 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）	19
6 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）	21

（参考）国土交通省の実施する政策評価に関する制度概要等

1 基本的な考え方	23
2 評価の実施時期及び評価方式	23
3 政策評価の各方式の概要	25
4 評価の実施体制	35
5 政策評価結果等の公表時期（実績）	37

令和7年度に国土交通省が実施した政策評価結果

1 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

1) 令和6年度政策チェックアップ評価書

令和6年度の実績値等により、13の政策目標を実現するための具体的な施策目標（44）、業績指標（業績指標項目116、細分類を含む業績指標数188）を対象として評価を実施し、令和7年8月に評価書を取りまとめ、公表した。

○施策目標の評価結果と評価基準

評価区分	R6年度	R4年度	R2年度	H30年度
① 目標超過達成	2件 (4.5%)	1件 (2.3%)	0件 (0%)	0件 (0%)
② 目標達成	10件 (22.7%)	9件 (20.5%)	14件 (31.8%)	16件 (36.4%)
③ 相当程度進展あり	16件 (36.4%)	15件 (34.1%)	21件 (47.7%)	15件 (34.1%)
④ 進展が大きくない	15件 (34.1%)	18件 (40.9%)	9件 (20.5%)	13件 (29.5%)
⑤ 目標に向かっていない	1件 (2.3%)	1件 (2.3%)	0件 (0%)	0件 (0%)

○業績指標（細分類ベース）の評価結果

	R6年度	R4年度	R2年度	H30年度
A評価	98件 (52.1%)	105件 (55.9%)	112件 (57.1%)	119件 (60.4%)
B評価	87件 (46.3%)	73件 (38.8%)	84件 (42.9%)	67件 (34.0%)
N評価	3件 (1.6%)	10件 (5.3%)	0件 (0%)	11件 (5.6%)

【評価基準】

- A 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している。
（目標年度では、目標を達成している。）
- B 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していない。
（目標年度では、目標を達成していない。）
- N 判断できない。

施策目標毎の評価書、評価結果一覧表については、以下ホームページに掲載している。

- ・評価書

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000133.html

- ・評価結果一覧表

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/content/001906415.pdf>

2) 実績の測定（モニタリング）

令和7年度は116の業績指標の実績測定にあたるモニタリングを実施し、令和7年8月に公表した。モニタリング結果は、以下ホームページに掲載している。

- ・モニタリング結果

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/content/001906416.pdf>

2 政策レビュー（事後評価、総合評価方式）

1）政策レビューの実施結果

令和7年3月に、「復興まちづくりのための事前準備」「住生活基本計画」「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」の3テーマについて評価書を取りまとめ、公表した。

各テーマの評価結果の概要は以下のとおり。評価書は以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000008.html

なお、令和8年度は、「踏切対策の推進」「航空管制システムが保有するデータの利活用」「測量資格制度」の3テーマについて、政策レビューを実施する予定となっている。

「復興まちづくりのための事前準備」(1/2)

テーマ名	復興まちづくりのための事前準備	担当課 (担当課長名)	都市局都市安全課 (三浦 良平)
評価の目的、必要性	激甚化・頻発化する災害を踏まえ、復興まちづくりのための事前準備の必要性が高まっているが、全国約3割の自治体では復興まちづくりのための事前準備に取り組めていないため、復興まちづくりのための事前準備の取組をレビューし、今後の施策へ反映することを目的とする。		
評価対象	復興まちづくりのための事前準備の取組推進に資する施策		
政策の目的	復興まちづくりのための事前準備は、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことであり、早期かつ確かな復興まちづくりの着手に資する施策である。		
評価の視点	復興まちづくりのための事前準備について、取組みが進まない理由を把握し、取組みを進めるための課題を明確化する。		
評価手法	アンケート調査等により、復興まちづくりのための事前準備の取組状況について、把握・分析する。		
評価結果	アンケート調査やヒアリングにより、以下の課題を抽出した。 (1) 知識・ノウハウの不足 ・復興まちづくりのための事前準備について、知識やノウハウを習得する機会の増強が必要。 (2) 取り組むべき具体的内容が不明瞭 ・ガイドライン等の充実が必要。 (3) 人員不足・業務多忙 ・限られた人員でも、復興まちづくりのための事前準備に取り組むことができるよう支援の充実が必要。 (4) 庁内体制が未確立 ・既に取組を実施している自治体での担当課や体制づくり等の情報共有による認識の強化が必要。 (5) 都道府県による関与 ・復興まちづくりのための事前準備について、都道府県の関与の底上げが必要。 (6) 国土交通省の取組支援の認知不足 ・国土交通省での取組支援の周知強化が必要。 (7) 計画策定に資するインセンティブ ・自治体の取組意欲を向上させる施策が必要。		

「復興まちづくりのための事前準備」(2/2)

政策への反映 の方向	(1) 知識・ノウハウの不足 ・復興まちづくりのための事前準備に関する研修等の更なる充実・強化を図る。 ・各種会議等において、復興まちづくりのための事前準備の重要性や取組事例の紹介等を積極的に行う。 ・復旧・復興サポーター制度におけるサポーター登録を拡大し、サポーター制度の全国的な活用を図る。 (2) 取り組むべき具体的内容が不明瞭 ・復興まちづくりのための事前準備に取り組みやすくなるよう専門家等の意見を基に、自治体担当者向けのわかりやすい手引きを作成する。 (3) 人員不足・業務多忙 ・特に取組意欲があるが体制が不十分な自治体に対し、計画策定に関する伴走支援を行う。 ・復興まちづくりのための事前準備に取り組みやすくなるよう専門家等の意見を基に、自治体担当者向けのわかりやすい手引きを作成する。【再掲】 (4) 庁内体制が未確立 ・自治体の都市部局だけでなく、他部局にも復興まちづくりのための事前準備の内容について理解してもらえるよう、他省庁と連携して、会議等の場で情報提供することにより、復興まちづくりのための事前準備の取組を推進する。 ・復興まちづくりのための事前準備に取り組みやすくなるよう、専門家等の意見を基に自治体担当者向けのわかりやすい手引きを作成する。【再掲】 (5) 都道府県による関与 ・都道府県が市町村に対して支援することが望ましい内容を分析・整理し、手引きに反映する。 (6) 国土交通省の取組支援の認知不足 ・取組支援メニューに加えて、具体的な支援内容や実績等について、自治体向けの勉強会等で丁寧に周知する。 (7) 計画策定に資するインセンティブ ・計画策定に対する既存の財政支援を周知すると共に、事前復興まちづくり計画策定に関するインセンティブを強化する。		
第三者の知見 の活用	本政策レビューの実施にあたっては、学識経験者からなる「国土交通省政策評価会」より助言をいただいた。		
政策レビュー 実施時期	令和7年度	フォローアップ 実施時期	令和11年度

「住生活基本計画」(1/2)

テーマ名	住生活基本計画	担当課 (担当課長名)	住宅局 住宅戦略官 付 (家田 健一郎)
評価の目的、 必要性	・住生活基本計画（全国計画）は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画で、概ね5年毎に見直すものとされており、現行計画（計画期間：R3～12年度）においては、中間年にあたる令和7年度末に計画変更が予定されている。具体的には、現行計画における成果指標に係る目標の達成状況等を踏まえて、新たな住生活基本計画を策定することとしている。 ・今般の見直しに当たっては、社会経済環境における今の住生活の姿に加えて、四半世紀先の2050年の住生活の姿も見据えることとしており、2050年までに約1.5倍に増加する高齢単身世帯をはじめとする高齢世帯の住生活の安定の確保等に係る施策の検討が主要な論点となっている。 ・上記に係る現行計画における成果指標として「UR団地の医療福祉拠点化」がある。本取組は、超高齢社会における諸課題への処方箋を示すため、モデルプロジェクトとして、UR団地において高齢世帯等が安心して住み続けられる住環境を整備するものである。 ・本取組を更に促進するためには、住環境整備の具体的な効果の検証・分析を行い、公共団 ・また、取組の課題の検証・分析も行き、施策の運用改善を図る必要がある。 ・現行計画の成果指標のうち、今後の高齢化社会の進展等を踏まえ、特に重点的に促進する必要がある「UR団地の医療福祉拠点化」のこれまでの取組について、居住者や地域住民の住生活に与えた効果・課題について検証・分析を行い、効果を周知することで他の公的賃貸住宅や民間住宅への取組の横展開を図る。 ・また、明らかとなった課題を踏まえて、施策の運用改善に係る検討を行う。		
評価対象	住生活基本計画（全国計画）の成果指標である「UR団地の医療福祉拠点化」に係る取組（UR団地における生活支援アドバイザーの配置や医療福祉施設の誘致等）		
政策の目的	UR団地において生活支援アドバイザーの配置や医療福祉施設の誘致等を推進することで、居住者や地域住民の住生活の安心感や満足度の向上を図る。		
評価の視点	医療福祉拠点化を図っているUR団地（拠点化団地）とそれ以外のUR団地（非拠点化団地）における居住者や地域住民の住生活の安心感や満足度を把握するとともに、インターネット調査により居住者の支援ニーズを把握することで、「UR団地の医療福祉拠点化」の効果や課題の検証・分析を行い、取組の横展開を図るとともに、明らかとなった課題を踏まえて、施策の運用改善に係る検討を行う。		
評価手法	①生活支援アドバイザーの業務実態の把握（インタビュー） ②UR団地の居住者を対象としたアンケートによる拠点化団地や非拠点化団地における居住者の住生活の安心感や満足度の把握 ③インターネットを通じたアンケート調査による居住者の支援ニーズの把握		

「住生活基本計画」(2/2)

評価結果			調査結果	導き出された課題等	
		効果の検証	・地域医療福祉拠点化に係る取組により、特に高齢単身世帯において、 ①孤立の解消による安心感の向上 ②地域コミュニティ等への参加促進 ③適切な医療・福祉サービスの提供促進 ④移動時の安全性向上 が図られており、住生活の安心感や満足度の向上につながっていると推察される。 ※ただし、このアンケート結果については、比較対象間のセレクションバイアスを否定しきれない点に留意が必要である。	・取組の横展開 2050年に向けて、UR団地以外においても高齢単身世帯が急増する見込みであり、UR団地以外の住宅団地等において、医療福祉拠点化の取組を展開する必要がある。 ・居住支援の知見の展開 生活相談・定期的な見守りに加えて、地域コミュニティ形成支援を行う中で居住者の状況に「気づき」、介護・福祉分野の専門家等に「つなぐ」居住支援を普及させる必要がある。	
		課題の検証			
		生活支援アドバイザーの認知度	・高齢単身世帯において、46.2%が生活支援アドバイザーを知らないと回答	・生活支援アドバイザーの認知度の不足 支援が必要と思われる高齢単身世帯にも、生活支援アドバイザーを知らない方が多く存在する。周知方法として、対面での会話など直接的なアプローチや投函物が有効である。	
政策への反映の方向	新たな住生活基本計画策定（令和8年3月閣議決定予定）では、2050年の社会経済情勢等を見据えながら、我が国の住生活をめぐる状況の変化等について議論を進めている。今回の評価結果も参考に以下の方針を計画に位置付ける。 ・地域医療福祉拠点化の横展開 ・居住者の状況に「気づき」、専門家等に「つなぐ」居住支援の普及 UR団地における生活支援アドバイザーの認知度向上のために以下の取組を行い、知見の横展開を検討する。 ・入居者募集用ホームページや契約手続の機会、団地全世帯への配布物を活用した周知				
第三者の知見の活用	本政策レビューの実施に当たっては、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」より助言をいただいた。				
政策レビュー実施時期	令和7年度		フォローアップ実施時期	令和11年度	

「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」(1/2)

テーマ名	諸外国への海上保安能力向上支援の推進	担当課 (担当課長名)	海上保安庁総務部 教育訓練管理官 (稲葉 健人)
評価の目的、 必要性	海上保安庁では、関係機関と連携して東南アジアをはじめとした諸外国に対して、能力向上支援にかかる各種取組を実施している。 特に、「<u>海上保安政策プログラム（MSP: Maritime Safety and Security Policy Program）</u>」は、当庁が実施している諸外国への能力向上支援の中でも、<u>将来各国の組織の中核で政策の立案と実施を担う職員に対して、修士号取得に必要な教育等を通じて人材育成を行うもの</u>であり、当庁が実施する「諸外国への海上保安能力向上支援」の政策目的との関連性が高く、重要な位置付けとなっている。 MSPは、本年開講10周年を迎えることから、この機会を捉え、「<u>対象国の海上保安能力向上のための人材育成</u>」、「<u>海洋の安全確保に向けた各国連携協力・認識共有</u>」への効果と今後の方向性について検証することを目的とする。		
評価対象	海上保安庁が実施する諸外国への海上保安能力向上支援のうちMSPを評価対象とする。		
政策の目的	アジア地域における海洋権益確保を巡る諸問題の顕在化、海上犯罪の複雑・多様化に対し、アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流の促進により、海洋の安全確保に向けた<u>各国の連携協力、認識共有を図るため、国際的課題に対応し国際秩序の構築に具体的実務で貢献できる人材を育成すること</u>を目的とする。		
評価の視点	上記政策の目的を踏まえ、以下の視点で評価を行う。 ①MSPが対象国の海上保安能力向上のための人材育成にどのような効果があったか。 ②MSPが海洋の安全確保に向けた各国連携協力・認識共有は図られたか。		
評価手法	MSPの研修生（調査実施時）・修了生、拠出機関、受入機関（海上保安大学校、政策研究大学院大学、国際協力機構）に対して <u>アンケート調査やヒアリング調査</u> を実施し、これまでの取組の効果や課題を分析して評価を行う。		

「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」(2/2)

評価結果	○人材育成に係る評価 【効果】 ・MSPは、修了生の国際理解力、論理的思考能力やコミュニケーション能力の向上、国際法の知識習得に寄与。 ・MSPは、修了生の理論的基盤と実務適用力の習得に寄与。 ・MSPは、修了生の批判的思考能力や英語でのライティングスキルの向上に寄与。 ・MSPは、国際場裡における国際コミュニケーション能力の向上に寄与。 ・MSP修了生は、政策立案や国際協力業務に優先的配置され活躍。 ・修了生が作成したリサーチペーパーが、実際の政策に反映されたケースがあり、拠出機関の業務に貢献。 【課題】 ・リサーチペーパーのトピック選定や英語でのアカデミックライティングに習熟していない研修生に対し、論文執筆が円滑に進むよう支援が必要。 ・海上保安大学校において、英語でMSPの指導にあたることのできる教官が少なく、MSPを担当する指導教官一人当たりの負担が大きい。 ・支援対象国の性格上、研修生の語学能力（英語）が限定的である場合があり、講義・演習の効果を最大化するためにも、語学能力の向上が必要。 ○連携協力・認識共有に係る評価 【効果】 ・MSPは、寮生活等を通じて同期生間の国際的な人的ネットワーク形成に寄与。 ・特に対面形式の同窓プログラムは期を超えたつながりの形成・維持に寄与。 ・MSPは、日本の海洋ガバナンスの考え方の浸透に寄与。 ・MSPを通じて形成された国際的な人的ネットワークは、修了後も実際の職務において、円滑な調整や情報交換等の実現に寄与。 ・MSPで醸成された基本的価値観の共通の理解と、それに基づく修了生の人的ネットワークが、相互連携、多国間協力の実現に貢献しているケースが存在。 【課題】 ・期を越えたネットワークを維持・形成するためには、対面での同窓プログラムの実施が高い効果をもたらすことから、その実施について検討が必要。 ・人的ネットワークの拡大や、各国の海洋ガバナンスの理解・認識促進のためにも、少数の修了生しか参加していない参加国からの更なる参加や、新規参加国の受入れが必要。		
政策への反映の方向	海上保安政策プログラムの取組み・研修内容（MSPの講義・演習、リサーチペーパー執筆に重点を置いた指導、寮での集団生活、同窓プログラム）による効果が大きく認められたことから、本取組みを今後も継続して推進するとともに、今般の調査で明らかになった課題に取組むことにより、本プログラムの充実化を図る。 【リサーチペーパー作成の困難さ】 ・受入機関におけるリサーチペーパー作成支援体制強化を引き続き推進。 【受入機関の指導体制の弱さ】 ・海上保安大学校におけるMSP指導教官の育成を強化。 【語学能力上の制約】 ・拠出機関に対して、語学力に不安のあるMSP参加者予定者への語学力向上支援の働きかけ等 【同窓プログラムの対面実施・拡大】 ・同窓プログラムを今後も継続しつつ、内容や開催方法について検討。 【参加国の拡大】 ・MSP参加国（太平洋島しょ国等）の拡大を引き続き推進。 ・近年参加の無い国へのリクルートを推進。		
第三者の知見の活用	本政策レビューの実施にあたっては、学識経験者からなる「国土交通省政策評価会」より助言をいただいた。		
政策レビュー実施時期	令和7年度	フォローアップ実施時期	令和11年度

2) 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況

令和4年3月に評価書を取りまとめた、令和3年度の4テーマ「i-Construction の推進」、「無電柱化の推進」、「空港の安全の確保」、「地理空間情報の整備、提供、活用」については、3年後である令和7年度に評価書で取りまとめた改善方策について確認することになっていたことから、令和7年12月4日に開催した政策評価会において、その後の取組の実施状況を確認した。

各テーマの改善方策の実施状況は以下のとおり。確認票は以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000003.html

政策レビューとりまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	i-Constructionの推進	実施時期	令和3年度	担当課	大臣官房 技術調査課
対象政策	i-Constructionの推進				
政策の目的	中長期的な建設現場の労働者不足に対応するため、i-Constructionにより、令和7年度までに建設現場の生産性2割向上を目指すことを目的とする。				
評価結果の概要	(1)ICTの全面的な活用 ICT施工を適用しうる工事として公告した工事のうち、実際にICT施工が実施された工事の割合は着実に向上（平成28年度：約36%、令和2年度：約81%） (2)全体最適の導入 大きさ2m×2m以下の小型プレキャストは、活用率95%を超えている (3)施工時期の平準化 平成28年度と比較し、令和元年度にかけて公共工事の稼働件数平準化が浸透 (4)3次元データの利活用 令和2年度BIM/CIM活用実績は515件（業務389件、工事126件）で、順調に活用実績が拡大 (5)官民連携の体制構築 令和3年度「i-Construction大賞」は、ICT活用だけではなくDXに関する取組など建設業界全体や建設業界外から広く応募があり、表彰を実施 (6)生産性向上の状況 i-Constructionの目標の達成状況を、ICT活用工事による作業時間縮減効果より算出した「生産性向上比率」は、令和元年（2019年）時点で17%に達している（目標：令和7年度（2025年度）約23%）				
改善方策の実施状況の把握時期	令和7年度				

政策レビューとりまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	無電柱化の推進	実施時期	令和3年度	担当課	道路局 環境安全・防災課
対象政策	無電柱化法に基づき進められている、無電柱化に関する各種取組について評価する。				
政策の目的	災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等に寄与する無電柱化に関する施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献する。				
評価結果の概要	1. 無電柱化を推進する上での目標や方向性 ・無電柱化された道路延長はいまだごくわずかであることを踏まえれば、今後の無電柱化の目標や方向性については、計画策定の都度、目標、対象道路を定めて進めていくことが適切。 ・長期停電や通信障害の防止を目的とする区間などは、電線管理者自らが無電柱化を進めることが極めて重要。 2. 新設電柱の抑制、コスト縮減の推進、事業のスピードアップ (1)新設電柱の抑制 ・新設電柱の抑制電柱の新設には様々なステークホルダーが関係していることから、道路管理者のみでなく、電線管理者を含めた各ステークホルダーがそれぞれで主体的に取り組むよう働きかけていくことが必要。 ・各ステークホルダーが無電柱化に取り組みやすい制度など、環境整備に関係機関が連携して取り組むことも必要。 (2)コスト縮減の推進 1)低コスト手法の普及拡大 ・低コスト手法を設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込むなど標準化を図ることが必要。 ・低コスト手法の採用事例を収集し他団体に紹介するなど、自治体への技術的な支援策の推進が必要。 ・電線管理者の理解を深めるため、資源エネルギー庁や総務省を通じて各電線管理者に低コスト手法の導入を促す取り組みが必要。 2)安価で簡便な無電柱化 ・各現場で取り組んでいる安価で簡便な無電柱化工事の事例を収集し、地方ブロック無電柱化協議会や研修会等を通じて地方自治体などに周知することが必要。 3)機器のコンパクト化・低コスト化技術開発の促進 ・電力設備に関する低コスト化については電線管理者が主体的に取り組むべきであり、資源エネルギー庁や総務省を通じ、引き続き電線管理者に主体的に更なる技術開発をするよう要請すべき。 ・新技術の導入状況、導入・普及上の課題の把握をし、その解消にも取り組むなど、技術開発された以降も継続的に取り組みがなされるよう要請すべき。 (3)事業のスピードアップ 1)発注の工夫 ・包括発注に関しては、入札に関する標準的な図書などを整理・確立することが必要。 ・受注会社の業務体制づくりを業界と連携して進めることが必要。 ・包括発注は、直轄事業だけでなく、補助事業においても適用できるようにしていくべき。 ・PFI手法では、事業決定までの労力軽減のため手続きの簡素化を検討すべき。 ・埋設企業者に対し、事業協力が得られるよう、道路管理者から事業手法について説明するなど、環境づくりが必要。 ・PFI手法は、直轄事業だけでなく、補助事業においても適用できるようにしていくべき。 2)既存ストックの活用促進 ・既存ストックの品質確認や譲渡手続き等の考え方をマニュアル化することが必要。 ・更なる既存ストックの活用について、資源エネルギー庁や総務省から電線管理者に対して検討を促すことも必要。 3. 占用制限、自治体への技術的支援などの観点 (1)占用制限 1)新設電柱の占用制限の拡大 ・地方ブロック無電柱化協議会等を活用し、自治体における交通安全等の観点からの占用制限措置を促進すべく、占用制限に関する技術的なサポートを国が行うこと等が必要。 2)沿道民地の電柱への対応 ・令和3年3月に「届出・勧告制度」が創設され、9月に施行されたばかりの制度であるため、今後、制度運用の具体化を進めていく。 (2)自治体への技術的支援 1)自治体による計画的な無電柱化の促進 ・無電柱化を進める意義、効果など、必要性について、自治体に浸透をはかり、理解を促進していく、以下のような取組が必要。 ・幅員の狭い道路での低コスト手法の適用事例など、自治体における無電柱化の取組事例集としてとりまとめ ・優秀な取組の表彰やその周知 2)自治体への技術的支援 ・自治体向けに計画段階からの合意形成の手順等を示した参考図書等のマニュアル化を進め、マニュアルの周知・普及をはかり自治体の技術力の向上を図ることが必要。 ・自治体を対象として説明会等を開催し、周知の徹底を図ることが必要。 ・電線管理者が積極的に取り組むよう資源エネルギー庁や総務省から要請してもらうことが必要。				
改善方策の実施状況の把握時期	令和7年度				

政策レビューとりまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	空港の安全の確保	実施時期	令和3年度	担当課	航空局 安全部 安全政策課 空港安全室
対象政策	航空安全プログラム				
政策の目的	航空安全プログラムは、規則遵守の安全対策に加えて、航空安全当局と民間航空に係る業務提供者が事前予防的な取組等を実施し安全性の向上を図るものであり、平成26年度より航空運送・交通管制・空港の各分野に適用している。本プログラムにおいて、航空安全当局及び業務提供者双方の安全指標・安全目標値を通じて、我が国の民間航空の安全達成度の測定・監視を継続的に実施することとしており、空港分野については、平成28年度より国の安全指標・安全目標値を設定し、達成するための取組を通じて、空港の安全を確保することを目的としている。				
評価結果の概要	視点①:航空安全プログラムに基づき設定した、空港分野における国の安全指標・安全目標値の達成状況 平成28年度の指標設定以降5年間に於いて、航空事故は発生せず指標「航空事故発生率」については全年度目標を達成、重大インシデントは1件発生し指標「重大インシデント発生率」については1カ年目標未達成、さらに指標「制限区域内事故発生率」については5年間のうち3カ年目標達成していることから、航空安全プログラムにより空港の安全は概ね確保されており、その政策目標が概ね達成されていると考える。しかし、この5年間に於ける制限区域内事故件数は24～39件の間で推移しており、継続的な減少傾向となっていない状況でもある。 視点②:大規模空港における安全管理システムの確立状況 大規模空港における安全管理システムについては、各空港とも安全管理体制のもと各種取組が適切に実施されている(安全監査における安全管理システムについての不適切事項は無し)。他方、制限区域内事故が継続的な減少傾向となっていないことから、大規模空港において更に安全管理システムが有効に発揮される取組が必要と考える。 視点③:中小規模空港における安全文化の醸成状況 中小規模空港の安全文化の醸成については、監査の1巡目と2巡目で不適切事項の件数が着実に減少している状況及び概ね速やかに是正されている状況であることから、各空港とも、この5年の間に於ける、安全監査を通じた不適切事項の是正に関する指導や基準遵守等に係る安全意識の向上及び、これらを踏まえた空港の設置管理者による継続的な取組により、安全文化の醸成が着実に進捗していると考えられる。他方、中小規模空港、特に地方管理空港における不適切事項の件数自体は、大規模空港や国管理空港と比べ相対的に多い状況にあることから、一層の減少に向けた取組が必要と考える。				
改善方策の実施状況の把握時期	令和7年度				

政策レビューとりまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	地理空間情報の整備、提供、活用	実施時期	令和3年度	担当課	国土地理院 企画部
対象政策	現行の第8次長期計画及びその後の社会状況の変化を踏まえて国土地理院が整備、提供してきた地理空間情報の活用状況を調査対象とし、評価・分析を実施する。				
政策の目的	国土地理院が整備した国土の基盤となる地理空間情報は、一次ユーザーから国民に至るまで広く提供され、活用されている。本政策レビューでは、この整備、提供、活用に関する現状と課題を整理、評価を行い、結果を次期「基本測量に関する長期計画」(以下「長期計画」という。)に反映する。				
評価結果の概要	(1) 平時における測地測量基盤の整備・提供効果 - 電子基準点データは、測量のみならず、建設、農業など幅広い用途に活用されており、重要なインフラであると認識されていることから、基準点等の継続的な整備と維持管理は社会に有用であると評価できる。 - 高さの基準であるジオイド・モデルにより、GNSS測量で標高が求められ利便性が高いと考えている者が多い。現在行っている航空重力測量による新たなジオイド・モデルもインフラになると認識されている。 - 基準点や国家座標の役割や存在を認知している人が約4割に達していたという結果は、位置情報の共通ルールとしての国家座標の推進の取組の成果が現れつつあるものと考えられる。衛星測位のずれを修正することが重要だと答えた人が多かったことも受け、国土地理院が定義している国家座標の活用を推進することで、測地測量基盤の整備の社会への貢献が一層大きくなることが期待される。 (2) 平時における基盤となる地図情報の整備・提供効果 - 基盤となる地図については、全ての基礎となるインフラとして当たり前の存在となっていると認識されており、防災地理情報や標高データについても防災・災害対応のための基礎となるインフラと認識されている。 - 国土地理院が整備・提供する地理空間情報は、地図調製会社や多くの民間のウェブ地図サイト、地理分野の教科書出版会社の元データとして活用されていた。地図データの提供により、地図調製会社においてコスト削減等が実現している。標高データについては、今後3次元測量や地理空間情報サービスのインフラとしての認識も多数みられるようになることが予想される。防災地理情報については、防災意識の涵養や知識の普及などを期待されている。高等学校で地理総合が必修修化されたことにより、防災・地理教育支援等を推進していくことも国土地理院の重要な役割であると言える。 - 地理院地図については、アンケート対象者が自ら利用している割合が一定数確認でき、信頼性が高く、便利であると認識されている。また、地理院タイルは官民間問わず多くのウェブサイトで利用されている。国民生活の下支えや、公共団体の業務の効率化の観点でも、基盤となる地図情報の整備を継続して行っていく必要がある。 (3) 災害時における地理空間情報の整備・提供効果 - 電子基準点リアルタイム解析システム(REGARD)による地震規模の推計結果は内閣府(防災担当)において津波被害の自動算出に使われているほか、気象庁においても津波警報等の更新、南海トラフ地震発生可能性の評価のための参考情報として使われている。今後もREGARDの推定値を提供できるよう、電子基準点網の維持管理等が重要になる。 - 国土地理院が災害時に緊急撮影した空中写真や緊急に作成した浸水推定図などは、災害時の現地対策本部等で活用されていることから、今後もこれらの整備・提供を継続して行う必要がある。 - 地方公共団体等において、国土地理院が災害時の状況を伝える地理空間情報を提供していることの認知度は高い。測量事業者の間では、空中写真については有用であるとの認識が多く、また浸水推定図は認知度が低いという結果になったが、メインユーザーである地方公共団体等の認知のもとに、活用される地理空間情報を提供することが国土地理院の使命である。今後は、各プロダクトのニーズに注視しつつ、災害時の状況を伝える地理空間情報の整備・提供を継続的に実施する必要がある。 - また、災害時には地理院タイルのアクセス数が急増することから、地理院地図における災害情報の一元的な提供が活用に資するものとなっていると考えられる。したがって、今後も継続的に地理院地図において災害情報を一元的に提供する必要がある。				
改善方策の実施状況の把握時期	令和7年度				

3 個別公共事業評価

(新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式)

令和7年度に、以下の評価を実施し、公表した。

- 令和8年度予算概算要求に係る評価(直轄事業等):新規事業採択時評価5件、再評価9件
- 令和7年度予算に向けた評価(補助事業等):新規事業採択時評価1件
- 令和7年度補正予算に係る評価(直轄事業等):新規採択時評価1件、再評価3件
- 令和7年度補正予算に係る評価(補助事業等):新規事業採択時評価 43 件、再評価 1 件
- 令和8年度予算に向けた評価(直轄事業等):新規事業採択時評価 15 件、再評価 228 件
- 令和8年度予算に向けた評価(補助事業等):新規事業採択時評価 330 件、再評価 258 件
- 完了後の事後評価(直轄事業等及び補助事業等):44 件

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html

4 個別研究開発課題評価

(事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式)

令和7年度に、個別研究開発課題の事前評価を64件、終了時評価を28件実施し、公表した。個別の評価結果については、以下ホームページに掲載している。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

5 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

令和7年度に、6件の法律案、7件の政令案について事前評価を行い、公表した。また、5件の法律、4件の政令について事後評価を行い、公表した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000006.html

規制の政策評価実施一覧

○事前評価

	法令案名	区分	公表日	担当部局
1	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	政令	令和7年 6月30日	住宅局
2	港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	政令	令和7年 8月1日	不動産・建設 経済局
3	森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	政令	令和7年 8月1日	不動産・建設 経済局
4	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	政令	令和7年 9月19日	海事局、総合 政策局
5	気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案	法律	令和7年 11月7日	気象庁
6	貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令案	政令	令和7年 11月14日	物流・自動 車局
7	物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案	法律	令和8年 3月5日	物流・自動 車局
8	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案	法律	令和8年 3月9日	都市局、住宅 局
9	地域公共交通の活性化及び改正に関する法律の一部を改正する法律案	法律	令和8年 3月9日	総合政策局、 物流・自動車 局、海事局、 鉄道局
10	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	政令	令和8年 3月12日	都市局
11	下水道法等の一部を改正する法律案	法律	令和8年 3月26日	水管理・国土 保全局、道路 局

12	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案	法律	令和 8 年 3 月 26 日	住宅局
13	特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令案	政令	令和 8 年 3 月 26 日	海事局

○事後評価

	法 令 名	区分	公表日	担当部局
1	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 43 号)	法律	令和 7 年 11 月 26 日	都市局、住宅局
2	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和2年政令第 268 号)	政令	令和 7 年 11 月 26 日	都市局、住宅局
3	無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第 61 号)	法律	令和 7 年 12 月 25 日	航空局
4	道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第 14 号)	法律	令和 7 年 12 月 26 日	物流・自動車局
5	建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第 181 号)	政令	令和 8 年 1 月 28 日	住宅局
6	船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律(令和元年法律第 18 号)	法律	令和 8 年 2 月 18 日	海事局
7	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第 298 号)	政令	令和 8 年 2 月 18 日	海事局
8	持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第 36 号)	法律	令和 8 年 2 月 24 日	総合政策局、物流・自動車局
9	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第 10 号)	政令	令和 8 年 2 月 27 日	総合政策局

6 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

令和7年度に、令和8年度税制改正要望に際し、事前評価16件及び事後評価8件を実施し、公表した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

租税特別措置等に係る政策評価一覧

○事前評価

	租税特別措置等名	公表日	担当部局
1	老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等	令和7年 8月26日	住宅局
2	新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等	令和7年 8月26日	物流・自動車局
3	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	令和7年 8月26日	不動産・建設経済局
4	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長	令和7年 8月26日	不動産・建設経済局
5	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	令和7年 8月26日	都市局
6	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	令和7年 8月26日	都市局
7	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	令和7年 8月26日	都市局
8	自動車重量税に係るエコカー減税の延長	令和7年 8月26日	物流・自動車局
9	船舶に係る特別償却制度の延長	令和7年 8月26日	海事局
10	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	令和7年 8月26日	海事局
11	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	令和7年 8月26日	港湾局
12	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	令和7年 8月26日	航空局
13	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除)の延長等※	令和7年 8月29日	鉄道局

14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長※	令和7年 9月3日	大臣官房
15	住宅ローン減税(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)	令和8年 2月20日	住宅局
16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	令和8年 2月20日	都市局

※ 他省庁主管の租税特別措置等について、共管省庁として事前評価を実施したもの。

○事後評価

	租税特別措置等名	公表日	担当部局
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	令和7年 8月26日	不動産・建設経済局
2	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	令和7年 8月26日	不動産・建設経済局
3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合)	令和7年 8月26日	都市局
4	収用換地等の場合の所得の特別控除(公有水面の埋立てに係る場合)	令和7年 8月26日	水管理・国土保全局、港湾局、鉄道局
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(公有水面の埋立てに係る場合)	令和7年 8月26日	水管理・国土保全局、港湾局
6	転廃業助成金等に係る課税の特例(本州四国連絡橋に係るもの)	令和7年 8月26日	道路局、鉄道局
7	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	令和7年 8月26日	海事局
8	特定目的会社に係る課税の特例※	令和7年 8月29日	不動産・建設経済局

※ 他省庁主管の租税特別措置等について、共管省庁として事後評価を実施したもの。

(参考) 国土交通省の実施する政策評価に関する制度概要等

1 基本的な考え方

政策評価の実施に当たっては、国土交通省の使命を踏まえて政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて戦略的な政策展開を図り、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努めて、国民生活の質の向上、社会経済の発展に寄与していくことが重要であり、以下の事項を目的として評価を実施している。

① 国民本位の効率的な質の高い行政の実現

国民の声を政策に反映させ、それぞれの政策が目指すべき成果を国民の立場で示し、限られた行政資源を効率的に活用する中で、全体として国民の満足度を向上させる。

② 成果重視の行政の推進

目指すべき成果を目標として明示し、その達成度を測定することで、各局等が明確な目標を持って、その達成に向け責任を持った運営を行う仕組みの実施を推進する。その結果、期待どおりの成果をあげていないものがあれば、新たな政策の企画立案に反映するほか、各局等の施策等の連携・融合を一層推進するなどその改善策を検討する。

③ 国民に対する説明責任の徹底

政策評価の実施を通じて、政策の意図と成果を国民に対して明確に説明する。また、政策評価の結果を幅広く公表することで、行政過程の透明性を確保するとともに、広く国民の声を反映させた政策の改善努力を図る。

国土交通省は、以上のような基本的な考え方の下で、政策評価法第6条第1項に基づき、また、基本方針を踏まえて、国土交通省が実施する政策評価について、基本計画において、その評価の観点、政策効果の把握、事前評価の実施等、評価の実施に関する基本的な事項を明らかにするとともに、翌年度に事後評価の対象とする政策、具体的な事後評価の方法及び事業等を毎年度「国土交通省事後評価実施計画」として定めることにより、計画的な政策評価に取り組んでいる。

2 評価の実施時期及び評価方式

1) 評価の実施時期

評価には、政策決定の前と後のいずれの時期に評価を実施するかにより、以下のとおり、事前評価、事後評価がある。

① 事前評価

事前評価とは、政策評価法第5条第2項第4号において「政策を決定する前に行う政策評価」とされており、基本方針Ⅰ．4．アにおいて「政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うもの」とされている。

国土交通省は、基本計画に掲げる事前評価として、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別

研究開発課題の事前評価、規制の事前評価、租税特別措置等に係る事前評価を定め、実施している。

このうち、個別公共事業の事前評価は、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての新規事業を対象として、その採択時に事前評価を実施することとしており、この区別を明確にするため、基本計画において「個別公共事業の新規事業採択時評価」との名称を用いることとしている。

② 事後評価

事後評価とは、政策評価法第5条第2項第5号において「政策を決定した後に行う政策評価」とされており、基本方針Ⅰ．5．アにおいて「政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うもの」とされている。

国土交通省は、基本計画に掲げる事後評価として、政策チェックアップ、政策レビュー、個別公共事業の再評価・完了後の事後評価、個別研究開発課題の中間評価・終了時評価、規制の事後評価、租税特別措置等に係る事後評価、法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等を定め、実施している。

このうち、個別公共事業の事後評価は、事業が採択（政策決定）されてから完了するまでの間に行う事後評価と事業完了後に行う事後評価を分けて評価を行うこととしており、両者を区別するため、基本計画においてそれぞれ「再評価」、「完了後の事後評価」との名称を用いることとしている。

また、個別研究開発課題の事後評価は「国土交通省研究開発評価指針」（平成30年3月最終改訂）において、研究開発課題の終了後に実施する事後評価及び研究開発期間が5年以上または、定めがない場合は、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に実施する事後評価を定めている。同指針では、両者を区別し、それぞれ「終了時評価」、「中間評価」の名称を用いている。

2) 評価方式

政策評価の方式については、基本方針Ⅰ．1．(2)及び基本方針の（別紙）において、政策の特性等に応じて以下の方式や、以下の方式の主要な要素を組み合わせた仕組み等、適切な方式を用いることとされている。

① 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

② 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

③ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

3 政策評価の各方式の概要

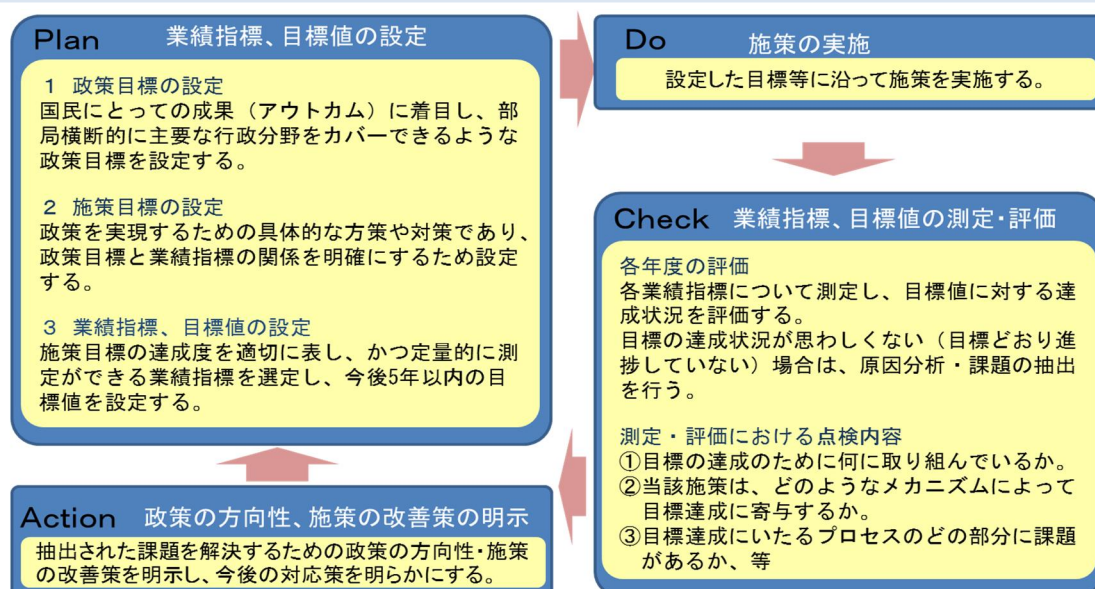
1) 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

① 政策チェックアップとは

政策チェックアップは、省全体の目標を明確化し、それに照らした施策の点検を行う評価方式であり、国土交通省では中核的な評価方式として位置付けている。政策評価法第8条に基づき実施する事後評価の一つであり、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）や「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）において定められた政府全体の標準的な指針等を踏まえ実施するものである。

政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

国土交通省の中心的な評価手法で、施策目標ごとに業績指標とその目標値を設定し、定期的に業績を測定して目標の達成度を評価する手法。



② 政策チェックアップの役割

政策チェックアップの果たす役割は、2つに大別される。

第一の役割は、目標の達成状況を定期的に点検することによって、担当部局や現場による自発的マネジメント改善を促すことであり、以下のような観点で点検することとしている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 目標の達成のために何に取り組んでいるかii その施策はどのようなメカニズムによって目標達成に寄与するかiii 目標達成に至るプロセスのどの部分に問題があると考えられるか |
|--|

第二の役割は、行政運営の透明性の確保と国民への説明責任である。あらかじめ定めた政策目標、施策目標や業績指標を、国民に対する「約束」ととらえて、その達成状況、成果について国民への説明責任を適切に果たす必要がある。

このため、評価に当たっては、業績指標の達成状況を分析するとともに、施策の実施状況を点検し、目標達成に向けた課題を抽出することに加え、課題解決のための政策の方向性、施策の改善策を分かりやすく示すこととしている。

③ 政策目標、施策目標と業績指標の設定

国土交通省の政策目標、施策目標と業績指標は、それぞれ以下のような特徴を持っている。

まず、「暮らし・環境」「安全」「活力」の3分野と「横断的な政策課題」について、13の政策目標を設定しており、全体として省の主要な行政分野をカバーするとともに、それぞれの目標は「行政が何をするか」ではなく「国民生活にとって何がもたらされるか」に着目した「アウトカム目標」となるよう工夫している。

その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策の目標を明らかにし、政策チェックアップを具体的に実施する単位として、44の施策目標を設定している。平成20年度以降は、政策評価と予算・決算の連携強化を図る観点から、施策目標と予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）を対応させている。

さらに、施策目標の達成度を適切に表す業績指標を、以下の基準に基づき、選定している。

＜業績指標の性格＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">i アウトカム（成果）に着目した指標といえるものii アウトプット（事業実績）に着目した指標の場合は、当該アウトプットとアウトカムとの因果関係について、説明可能であるもの（定性的な説明で可）iii 顧客満足度に着目した指標といえるものiv 業績を改善しようとする動機付けとなり得るものv 国際比較が可能な指標が望ましいもの |
|---|

＜業績指標の内容＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 定期的・客観的に測定可能なもの（最長5年に1度）ii 目標値が明確かつ具体的に設定可能であるもの（政策の特性に応じて判断）iii 国民への説明責任を果たす上で、当該指標について、目標値の設定及びその達成が十分な意義をもつもの |
|--|

なお、業績指標については、不断の見直しを行うとともに、業績指標を補うものとして平成25年度から平成27年度には関連指標を、平成28年度からは同指標の名称を参考指標と改め、設定している。

令和 7 年 3 月に「令和 7 年度事後評価実施計画」を策定し、指標の新規追加や入れ替え等の見直しを実施して、116（細分類を含めると 188）の業績指標と、195（細分類を含めると 250）の参考指標※を設定した。

※令和 7 年 4 月に参考指標を 196→195（細分類 251→250）に修正

④ 政策チェックアップ評価の実施方法

国土交通省では前述 1) ①のガイドライン策定を受けて、2 年毎に評価を実施することとし、評価を実施しない年は実績値の測定（モニタリング）のみを行うこととしている（評価を実施する年にも、モニタリングとして実績値の公表は実施）。

評価は、前述 1) ③施策目標、業績指標について下記のとおり行っている。

- ・業績指標の評価

直近の実績値に応じて、「A：目標達成に向けた成果を示している」「B：目標達成に向けた成果を示していない」「N：判断できない」のいずれかの評価をしている。

- ・施策目標の評価

その施策目標に含まれる業績指標の評価結果を踏まえ、「①目標超過達成」「②目標達成」「③相当程度進展あり」「④進展が大きくない」「⑤目標に向かっていない」の 5 段階の区分で評価している。

（2）政策レビュー（事後評価、総合評価方式）

政策レビューは、実施中の施策について総合的かつ中期的な観点から詳細な分析を行い、その結果を政策の改善や見直しに反映させるものであり、

- | | |
|-----|--|
| i | 省の政策課題として重要なもの |
| ii | 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの |
| iii | 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの |
| iv | 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの |

等についてテーマを選定し、計画的に実施するものであるが、特に以下のような場合に政策レビューを積極的に活用することとしている。

- | | |
|-----|------------------------------------|
| i | 法令の見直し規定の時期や時限立法の期限が到来した場合 |
| ii | 中長期計画や大綱の見直し時期が到来した場合 |
| iii | 重要な法令の制定や改正等について、その施行から一定期間が経過した場合 |

政策レビューは政策評価法第 8 条に基づき実施する事後評価である。すべての政策分野について定期的かつ網羅的に実施するのが政策チェックアップであるのに対し、政策レビューでは、様々な施策や関係主体が絡み合い、政策・施策の全体像について容易には十分分析できない場合などに、時間をかけて詳細な分析を行うものである。

政策レビューの実施に当たっては、対象となるテーマについて、関連する施策等の範囲を明らかにし、当該施策等の目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証し、その上で、それがどのように、また、どの程度達成されたかを分析することとしている。さらに、今後の取り組みとして、目的や目標をよりよく達成し効果的・効率的に成果をあげるために、課題は何か、改

善方策として何が考えられるかを明らかにすることとしている。

政策レビューでは、国土交通省政策評価会や同政策評価会の委員との意見交換会において、当該年度取りまとめテーマの取組み状況等を説明し、意見、助言等を聴取しつつ詳細な分析を行い、評価書を作成している。国土交通省では、平成13年より政策レビューテーマを選定し逐次レビューを実施してきた。また、国土交通省独自の取組として、政策レビュー評価書決定の3年後に、政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況を確認し、政策評価会へ報告することとしている。

政策レビュー（事後評価、総合評価方式）

既存施策について、国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の実施とその効果との関連性や外部要因を踏まえた政策の効果等を詳細に分析し、評価を実施。

評価の目的、必要性

評価の目的

評価活動において直接の解明を目的とする内容を記載する。

評価の必要性

評価活動を行う必要性を緊急性、問題の重要性、影響の重大性等の観点から、適切に説明する。

評価手法

- ①調査方法
- ②調査対象
- ③アウトカム指標による評価

評価結果と政策への反映状況

評価結果

評価の結果として明らかとなった事実、得られた成果などをその根拠とともに記載する。



政策への反映方向

評価によって得られた知見に基づき、今後の政策運営にどのように反映していくのか、具体的な内容を評価結果に対応する形で記載する。

政策レビューテーマ一覧(平成 25 年度～)

とりまとめ年度	テーマ	担当局等
平成25年度	不動産投資市場の条件整備	土地・建設産業局
	人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善	自動車局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院
平成26年度	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
	水資源政策	水管理・国土保全局
	自転車交通	都市局、道路局
	貨物自動車運送のあり方	自動車局、総合政策局
平成27年度	道路交通の安全施策	総合政策局、道路局、 自動車局
	住生活基本計画	住宅局
	国際コンテナ戦略港湾政策	港湾局
	国際協力・連携等の推進	国際統括官
平成28年度	社会資本ストックの戦略的維持管理	関係部局等（大臣官房及び 総合政策局とりまとめ）
	官民連携の推進	総合政策局とりまとめ
	LCC の事業展開の促進	航空局
	MICE 誘致の推進	観光庁
平成29年度	津波防災地域づくりに関する法律	総合政策局とりまとめ
	強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築 －総合物流施策大綱（2013-2017）－	物流審議官とりまとめ
	離島地域における振興施策	国土政策局
	海運からの温室効果ガス排出削減策	海事局
平成30年度	景観及び歴史まちづくり	都市局
	下水道施策	水管理・国土保全局（下水道部）
	鉄道の防災・減災対策	鉄道局
	タクシーサービスの改善による利用者利便の向上	自動車局
	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実	気象庁
令和元年度	国土形成計画（全国計画）の中間点検	国土政策局
	既存住宅流通市場の活性化	土地・建設産業局、住宅局
	港湾における大規模地震・津波対策	港湾局
	地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実	海上保安庁

令和2年度	運輸安全マネジメント制度	危機管理・運輸安全政策審議官
	水資源政策	水管理・国土保全局水資源部
	住生活基本計画	住宅局
	北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
	産業分野における気象データの利活用促進	気象庁
令和3年度	i-Constructionの推進	大臣官房（技術調査課）
	無電柱化の推進	道路局
	空港の安全の確保	航空局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院
令和4年度	災害に強い物流システムの構築	公共交通・物流政策審議官
	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
	インフラシステム海外展開の推進	国際統括官
	旅行業の質の維持・向上	観光庁
令和5年度	第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍整備の推進	土地政策審議官
	河川空間を活かした賑わい創出の推進	水管理・国土保全局
	内航未来創造プランの進捗状況	海事局
	地方部の鉄道の維持・活性化	鉄道局
	地域防災力強化を支援する気象防災業務	気象庁
令和6年度	半島地域の活性化に資する施策の推進	国土政策局
	自動車事故被害者支援・救済の周知促進	物流・自動車局
	みなとオアシスを活用した賑わい創出の推進	港湾局
令和7年度	復興まちづくりのための事前準備	都市局
	住生活基本計画	住宅局
	諸外国への海上保安能力向上支援の推進	海上保安庁
令和8年度	踏切対策の推進	道路局、鉄道局、都市局
	航空管制システムが保有するデータの利活用	航空局
	測量資格制度	国土地理院

3) 個別公共事業評価

(新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式)

個別公共事業の評価は、政策評価に関する国土交通省の取組の中で、最も先行して行われてきたものである。国土交通省では、平成 10 年度より、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）を実施してきた。さらに平成 15 年度より、事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討するための評価（完了後の事後評価）を実施してきた。

なお、政策評価法においては 10 億円以上の事業について事前評価を実施することが義務付けられているが、国土交通省においては金額に関わらず、国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象として評価を実施することとしている。

新規事業採択時評価は、事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等については 3 年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（直轄事業等については 5 年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施している。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5 年以内）が経過した事業等について実施している。

これらの事業評価は、国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に実施するものである。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等の視点で事業の見直しを実施するものである。

再評価及び完了後の事後評価に当たっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴取することとしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価についても、同様に、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、各事業の新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価の一連の経緯が一目でわかるよう一括整理する「事業評価カルテ」を取りまとめ、評価の一層の透明性の確保を図っている。

事業評価カルテは、直轄事業等についての平成 15 年度～令和 7 年度の評価結果をホームページ（<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）に掲載しており、様々な立場の人が評価結果を見ることができるよう、費用便益分析などのバックデータも合わせて公表している。

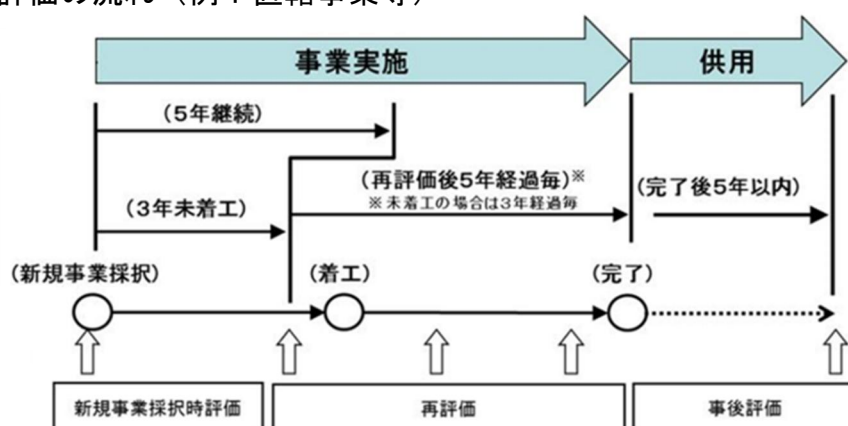
● 個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）

個別の公共事業について、以下の各段階で評価を実施：新規事業の採択時（新規事業採択時評価）、事業採択後一定期間経過時（再評価）、事業完了後（完了後の事後評価）。

● 評価対象

国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

● 事業評価の流れ（例：直轄事業等）



● 評価結果の公表

各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表



事業名		A事業		新規事業採択時評価
担当課 (担当課長名)		〇〇局〇〇課 (課長 〇〇〇〇)		
事業期間		平成〇年度～平成〇年度		
目的・必要性				
便益の主な根拠				再評価
事業全体の投資効率性		・総便益、総費用、 B／C等を記載		
事業の効果等				完了後の事後評価
対応方針		継続		
今後の事業評価の必要性				

URL : <http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>

4) 個別研究開発課題評価

(事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式)

国土交通省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定、平成28年12月21日最終改訂)を踏まえ、国費を投入して実施される研究開発に係る評価の実施の際、配慮しなければならない共通事項、具体的な評価方法等を取りまとめた「国土交通省研究開発評価指針」(平成14年6月制定、平成30年3月改訂)に基づいて評価を実施してきた。

個別研究開発課題の評価は、研究開発に係る重点的・効率的な予算、人員等の配分に反映せるとともに、評価結果を公表することで国民に対する説明責任を果たすことを目的として実施している。

事前評価は、新たに開始しようとする新規課題について評価を実施し、重点的・効率的な研究開発の実施につなげるものである。中間評価は、研究開発期間が5年以上の課題又は期間の定めのない課題について、3年を目安に評価を実施し、研究の進捗やこれまでの研究開発成果を確認することで、研究計画の見直し等を通じた今後の重点的・効率的な研究開発の実施につなげるものである。終了時評価は、研究開発が終了した課題について評価を実施し、研究開発成果やその活用状況等を確認することで、必要に応じて関連する研究開発課題や今後の研究開発の実施に係る制度の改善等につなげるものである。

なお、政策評価法においては10億円以上の研究開発について事前評価を実施することが義務付けられているが、国土交通省においては金額にかかわらず評価を実施することとしている。

また、個別研究開発課題の評価にあたっては、その公正さを高めるため、課題毎に積極的に外部評価(評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価)を活用することとしている。外部評価においては、当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価が行われている。

個別研究開発課題評価(事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式)

研究開発課題を対象に「事前評価」「中間評価」「終了時評価」を実施。

評価対象:

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する研究開発課題及び本省等から民間等に対して補助または委託を行う個別研究開発課題

新規課題候補

着手

完了

Step1 事前評価

Step2 中間評価

Step3 終了時評価

●新規課題として、研究開発を開始しようとするものについて評価

●研究開発期間が5年以上、又は期間の定めがない課題について評価

●終了課題について評価し、今後の研究開発の改善等に反映

5) 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

規制の政策評価には、規制の導入段階で行う事前評価と規制の導入後に行う事後評価がある。

規制の事前評価は、規制の導入や改廃に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号。以下「政策評価法施行令」という。）の改正により、平成 19 年 10 月から規制の事前評価が義務付けられることとなり、これを円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）が策定された。

国土交通省においては、平成 19 年 10 月に基本計画の変更を行い、規制の事前評価を本格的に開始した。さらに、平成 21 年 3 月に基本計画を変更し、政策アセスメントと区別し「規制の事前評価（RIA）（事業評価方式）」として位置付けるとともに、各府省に義務付けられていない事後検証を実施することとした。

平成 29 年 7 月に政策評価法に基づく基本方針が改正され（平成 29 年 7 月 28 日閣議決定）、平成 29 年 10 月より規制の政策評価として事前評価とともに事後評価が義務付けられたことから、国土交通省では、基本計画等を改正し、これまで自主的に行ってきた事後検証を、規制の事後評価として制度化した。また、令和 6 年 3 月に「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され（令和 6 年 3 月 15 日政策評価各府省連絡会議了承）、規制導入の背景や利害関係者との意見聴取の状況等について、より丁寧な説明を求められることとなった。

平成 29 年 10 月以降の規制の政策評価においては、事前評価において、規制の目的、内容、必要性を明らかにし、規制に係る費用と効果、便益の分析、代替案との比較等を行い、事後評価において、規制の導入時の必要性等が一定期間経過後も不変であるかの検証を行っている。令和 6 年 3 月以降の規制の政策評価においては、費用と効果の定量化を図りつつ、利害関係者からの意見聴取状況も踏まえたうえで検証を行っている。

● 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

法律又は政令により規制の新設又は改廃を対象に「事前評価」「事後評価」を実施。

評価対象：法律及び政令の制定・改廃 ※省令等は努力義務

規制の意義：国民の権利・自由を制限し、又はこれに義務を課するもの（規制の緩和を含む）

実施時期：《事前評価》（法律）法律案の閣議決定前 （政令）パブリックコメント手続前

《事後評価》事前評価書に記載の時期

6) 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施している。

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、すべての租税特別措置について抜本的に見直しを行い、その抜本的な見直しに関しては「政策評価を厳格に行う」とされた。これを受け、平成 22 年 5 月に、政策評価法施行令及び基本方針が改正され、また、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）が策定され、租税特別措置等に係る政策評価が導入された。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。また、事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る期限の定めのない租税特別措置等について、事後評価実施計画に定め実施することとしている。

● 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行う際に「事前評価」を実施、既存については一定期間毎に「事後評価」を実施。

評価対象：

法人税、法人住民税及び
法人事業税に係る租税特
別措置等

事前評価

税制改正要望事項と
して、新設、拡充又は延
長をするものについて
評価を行う。

事後評価

既存の租税特別措置等につ
いて 5 年に 1 回は評価を行う。

4 評価の実施体制

国土交通省における政策評価は、政策を担当する部局が実施主体としてその政策について自ら実施することが基本であるが、評価の厳格性や客観性を担保し、省全体の政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、政策評価を担当する政策統括官を設置している。

また、政策評価の対象とされた政策における目標の達成状況とその評価を確認し、当年度に実施された政策レビューの報告内容の把握と今後実施されるテーマ等を検討するため、事務次官等により構成される「政策レビュー等に関する検討会」を設置し、政策評価について全省を挙げて取り組む体制を整えている。

また、評価の客観性や評価制度のさらなる改善を検討する上で外部有識者の知見の活用を図るために、国土交通省政策評価会を適時開催し、意見を聴取している。

政策レビュー等に関する検討会 構成

事務次官、技監、国土交通審議官、官房長、技術総括審議官

各局長等

（総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、
危機管理・運輸安全政策審議官、技術審議官、総括監察官、官庁営繕部長、総合政策局長、
国土政策局長、不動産・建設経済局長、都市局長、水管理・国土保全局長、水資源部長、
道路局長、住宅局長、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、
北海道局長、政策統括官、国際統括官、国土地理院長、観光庁長官、気象庁長官、
運輸安全委員会事務局長、海上保安庁長官

政策統括官（政策評価）＜事務局＞

国土交通省政策評価会 構成

国土交通省政策評価会委員名簿（五十音順）（令和8年4月時点）

座長	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科 教授
	大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科 教授
	鎌田 裕美	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科 教授
	白山 真一	宇都宮大学データサイエンス経営学部 教授 (併任) データサイエンスセンター長、公認会計士、中小企業診断士
	鈴木 美緒	東海大学建築都市学部 教授
	平田 輝満	茨城大学大学院理工学研究科都市システム工学領域 教授
	松田 千恵子	東京都立大学経済経営学部 教授

5 政策評価結果等の公表時期（実績）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国土交通省政策評価 基本計画の策定・変更						
国土交通省事後評価 実施計画の策定・変更						
1. 政策チェック アップ	令和7年度指標の 設定(4月25日)				評価書公表・令和7年度 モニタリング公表 (8月26日)	
2. 政策レビュー						
3. 個別公共事業評価					令和8年度予算概算要 求に係る評価書公表 (8月26日)	令和7年度予算に 向けた評価書公表 (9月1日)
4. 個別研究開発課題 評価					令和7年度評価書公表／ 令和8年度予算概算要求 に係る評価書公表 (8月26日)	
5. 規制の政策評価 (●事前、▲事後)	●6月30日公表			●8月1日公表		●9月19日公表
6. 租税特別措置等に 係る政策評価					評価書公表 (8月26,29日, 9月3日)	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国土交通省政策評価 基本計画の策定・変更						
国土交通省事後評価 実施計画の策定・変更						令和7年度計画 の変更(3月31日) 令和8年度計画 の策定(3月30日)
1. 政策チェック アップ						令和8年度指標 の設定(3月30日)
2. 政策レビュー						令和7年度評価書 公表(3月26日)
3. 個別公共事業評価			令和7年度補正予算に 係る評価書公表 (12月17,18日)	令和8年度予算に 向けた評価書公表 (1月30日)	令和8年度予算に 向けた評価書公表 (4月7,8日)	
4. 個別研究開発課題 評価						令和7年度評価書 公表(3月27日)
5. 規制の政策評価 (●事前、▲事後)	●11月7,14日公表 ▲11月26日公表			▲12月25,26日公表 ▲1月28日公表	●3月5,9,12,26日 公表 ▲2月18,24,27日公表	
6. 租税特別措置等に 係る政策評価					評価書公表 (2月20日)	

国土交通省 政策統括官付 政策評価官付

電話：03-5253-8807

ホームページ：<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>